

広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産前や出産直後の母子に対する心身のケアや家事・育児のサポートを受けやすい環境を整えるため、広島市産後ケア事業（訪問型）及び広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）並びに広島市産後ヘルパー派遣事業（以下「各事業」という。）の利用に当たり利用者が負担した費用（以下「利用者負担」という。）の補助について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 この要綱による利用者負担の補助（以下「利用者負担補助」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助対象者」という。）に対して、各事業を提供した事業者（以下「委託事業者」という。）とする。

- (1) 広島市産後ケア事業（訪問型）実施要綱第8条第1項に基づき利用の承認を受けた者であり、かつ、事業を利用した上で、広島市産後ケア事業（訪問型）実施要綱第10条第1項に規定する自己負担額を支払った者
- (2) 広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施要綱第8条第1項に基づき利用の承認を受けた者であり、かつ、事業を利用した上で、広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施要綱第9条第1項に規定する自己負担額を支払った者
- (3) 広島市産後ヘルパー派遣事業実施要綱第8条第1項に基づき利用承認を受けた者であつて、かつ、事業を利用した上で、広島市産後ヘルパー派遣事業実施要綱第10条第1項に規定する自己負担額を支払った者

2 補助の対象となる利用者負担は、補助対象者が事業を利用した年度の3月31日までとする。

(補助額)

第3条 利用者負担補助の額は、補助対象者が利用した各事業の自己負担額の半額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第4条 委託事業者は、補助対象者に対して実施した各事業について、第3条の規定に基づき算定した利用者負担補助の額を、広島市妊産婦支援事業補助金交付申請書（別紙様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 委託事業者は、各事業を利用した補助対象者について、各事業実施要綱に定める自己負担額から前項の利用者負担補助の額を控除した額を徴収するものとする。

(補助の決定及び支払)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、広島市妊産婦支援事業補助金交付決定通知書（別紙様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助を行う旨の通知を受けた者に対し、第3条の規定に基づき、利用者負担補助の額を、原則として口座振込の方法により交付するものとする。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別紙様式第1号の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る書類の提出について適用し、同日前の申請に係る書類の提出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別紙様式第1号の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る書類の提出について適用し、同日前の申請に係る書類の提出については、なお従前の例による。

広島市妊産婦支援事業補助金交付申請書
(令和 年 月分)

(提出先) 広島市長

令和 年 月 日

事業者
住 所
名 称
代表者

次のとおり、広島市妊産婦支援事業補助金の交付を申請します。

金 _____ 円

【請求内訳】

事業名		利用 区分	利用 者数	合計利用 回数(日数)	補助額 単価	補助金額
<input type="checkbox"/> 産後ケア事業	訪問型	1	人	回	円	円
	宿泊型	1	人	日	円	円
	通所型 (1日利用)	1	人	日	円	円
	通所型 (短時間利用)	1	人	日	円	円
<input type="checkbox"/> 産後ヘルパー 派遣事業	60分以内	1	人	回	円	円
	60分超 90分以内	1	人	回	円	円
	90分超 120分以内	1	人	回	円	円
補助金交付請求額計						円

広 こ 青 第 号
令和 年 月 日

様

広 島 市 長
(こども未来局こども青少年支援部)

広島市妊産婦支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請された広島市妊産婦支援事業補助金について、次のとおり交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 補助金額 円
- 2 振込日 令和 年 月 日 (予定)
※手続の関係で入金が遅れることがありますので、御了承ください。

【担当・問い合わせ先】

広島市こども未来局こども青少年支援部
母子保健担当
730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話 082-504-2623